



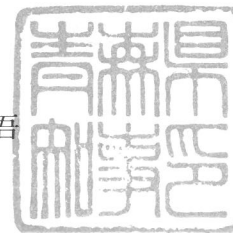
産業廃棄物処理施設変更許可証

令和3年11月29日

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2
株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

青森県知事 三村申吾



許可の年月日	令和3年11月29日	許可番号	R3-8の2-11
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類のがれき類の破碎施設（移動式） 産業廃棄物の種類のがれき類		
設置場所	青森市及び八戸市を除く県内一円の排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）に限る。 駐機場：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1		
処理能力	3,264t/日（8時間稼動） 408t/時間		
許可の条件	施設の設置に当たっては、申請書に記載した維持管理の技術上の基準に従い、維持管理に関する計画を遵守するための措置を講じること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		

(許可証の書換え状況)

- 平成18年9月29日 設置許可 18-8の2-5
- 平成19年4月13日 書換え(駐機場)
- 令和3年11月17日 書換え(駐機場)
- 令和3年11月29日 変更許可 R3-8の2-11
(施設の処理能力及び施設の位置、構造等の設置に関する計画並びに施設の維持管理に関する計画(施設の更新))